

令和3年11月22日

関係各位

公益財団法人日本拳法会
代表理事 茂野 直久

かねてより山本隆造、藤川義人、肥田玄三 3 氏に対して「日本拳法会」の名称使用をやめるよう求めていたところ、11 月 19 日、大阪地方裁判所より 3 氏に対して「日本拳法会」の名称使用を禁止する命令が下りました。

審理の中で、3 氏は、茂野会長の金銭疑惑や独断・専制性、自分達の仕組んだ選挙の正当性等、あらゆる限りのことを主張しましたが、裁判所は一切取り上げることなく、「自分達が正当である」との主張にも「不正の目的」と認めました。これで、公益財団法人日本拳法会が正当な日本拳法会であると認められたこととなります。

11 月 22 日現在、3 氏は、裁判所の命令に従わず「日本拳法会」の名称を使い続けています。

公益財団法人日本拳法会は、3 氏に対し、「日本拳法会」を名乗ることを直ちにやめるよう求め、修法者を困惑させる行いをやめるよう求めます。

また、昇段級審査会に於いて既に山本氏主催の審査会に間違って申し込みをし、受験料を払っている場合には振り込んだ資料を提示してもらえば当方での審査料は無料と致します。

その場合、締め切りは 11/28 到着まで延長します。

決定文の抜粋を次ページに示します。

令和3年(ヨ)第20013号 仮処分命令申立事件

決 定

大阪市阿倍野区阪南町一丁目18番19号

債権者 公益財団法人日本拳法会

同代表者代表理事 茂野 直久

同代理人弁護士 生沼 寿彦

同 濱田 俊亮

債務者 山本 隆造

債務者 藤川 義人

債務者 肥田 玄三

主 文

- 1 債務者らは、「日本拳法会」の名称を使用してはならない。

理 由 の 要 旨

(中略)

イ また、法人法7条2項の「不正の目的」とは、ある一般財団法人（公益財団法人）の名称を自分の名称等として使用することにより、自己の事業等をその名称によって表示される他の一般財団法人の事業等であるかのように一般人を誤認させる意図をいうと解される。

この点、債務者らは、債務者らが「日本拳法会」の名称を使用する理由は、債権者の活動の正常化を目的とし、自分たちこそが正当な「日本拳法会」の立場を顕現する者であるとの気持ちによるものであり、第三者に債務者らの事業等を債権者の事業等であるかのように誤認させる意図によるものではないなどと主張する。

しかし、(中略)のとおり、債務者らは、「日本拳法会」の名称を使用し、債権者ではなく債務者らこそが正当な「公益財団法人日本拳法会」ないし「日本拳法会」であるとして、債権者と競合し得る日本拳法に係る種々の活動を行っているのであるから、債務者らが日本拳法会の名称を使用する目的には、日本拳法に携わる関係者を含む一般人をして、債務者らの活動を債権者の事業であるかのように誤認させる意図も含まれているといえ、債務者らには不正の目的があるといえる。(後略)